

滋賀県立学校夏季・冬季「学校閉庁日」の実施について

「学校における働き方改革」の取組として、滋賀県立学校では以下のとおり夏季および冬季の長期休業期間中の学校閉庁日を実施いたしますのでお知らせいたします。

保護者・地域の皆様方には取組への御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

学校閉庁日の期間について

夏季 毎年 **8月10日から16日までの7日間** ※1

冬季 毎年 **12月28日から翌年1月4日までの8日間** ※2

※1 「山の日」を含む

※2 年末年始の休日(12/29～1/3)を含む。

長期休業期間中の学校閉庁日について

- ▶ 滋賀県教育委員会では、教職員が健康でいきいきと勤務することのできる環境を整備するため、長期休業期間において上記の期間に学校閉庁日を実施することとしました。（文部科学省が示した学校における働き方改革に関する緊急対策においても長期休業期間中において一定期間の学校閉庁日の設定を行うこととされています。）
- ▶ 学校閉庁日の期間中は、週休日等と同様に校務全般を休止し、児童生徒の登校は原則としてありません。（やむを得ず部活動、補習等を実施する場合があります。）また、事務室の窓口業務も休止させていただきます。

学校閉庁日の期間中の連絡先について

- 学校閉庁日の期間中に緊急に連絡が必要な場合は滋賀県教育委員会事務局に連絡してください。（土日祝日、年末年始の休日を除く）
- ・学校教育に関すること（県立中・高） 高校教育課 TEL：077-528-4571
- ・学校教育に関すること（特別支援） 特別支援教育課 TEL：077-528-4641
- ・教職員に関すること 教職員課 TEL：077-528-4531

